

茨城県立医療大学後援会インフルエンザ予防接種費用助成金交付規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学後援会規約（平成10年10月3日）第3条第1号の規定に基づき、インフルエンザ予防接種費用助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この規程の適用を受ける助成対象者は、後援会に加入している学生かつ、医療機関でインフルエンザ予防接種をうけた学生。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、当該年度に医療機関でうけたインフルエンザ予防接種の経費。ただし、助成は1人につき1回のみとし、また上限金額は3,000円とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする学生は、「インフルエンザ予防接種費用助成金交付申請書」（様式第1号）に医療機関の領収書を添付し会長に提出して審査を受けなければならない。

- 2 助成金の交付申請は、当該事項が発生した年度内とする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。
- 3 申請の時期は、会長が別途通知する。

(助成金の支払い)

第5条 助成金は、提出された医療機関の領収書に記載されている金額に基づき支払う。

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。